

令和5年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 令和5年3月28日（火）

午後3時00分～午後4時00分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化振興課】

(1) 議案第7号「令和4年度千代田区指定文化財の指定」

【子ども総務課】

(1) 議案第8号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」

(2) 議案第9号「千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則」

(3) 議案第10号「学校健全育成サポートチーム等設置規則及び千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」

【指導課】

(1) 議案第11号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」

【秘密会】

第 2 報告

【文化振興課】

(1) 千代田区指定文化財の指定（諮問候補）【秘密会】

(2) 千代田区文化財保護審議会委員の委嘱【秘密会】

【学務課】

(1) 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインの改訂について

【指導課】

(1) いじめ・不登校、適応指導教室の利用状況等（2月分）

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（4月5日号）

(3) 教育広報かけはし掲載予定事項（案）の確認

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地

教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（11名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
子ども施設課長	赤海 研亮
文化財担当課長	恩田 浩行

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子ども支援課長	湯浅 誠
---------	------

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから、令和5年教育委員会第5回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、長崎委員にお願いします。</p>
長崎委員	はい。承知しました。
堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、文化財担当課長、学務課長、指導課長、そして私の子ども総務課長です。</p>

オンライン出席をしている幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事をお願いします。

それでは、呼びます。

教育政策担当課長。

教育政策担当課長

はい。教育政策担当課長、原水です。よろしくお願いします。

子ども総務課長

はい。子育て推進課長。

子育て推進課長

はい。子育て推進課長、小阿瀬です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長

はい。児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長

児童・家庭支援センター、吉田です。よろしくお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども施設課長。

子ども施設課長

はい。子ども施設課長、赤海です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長

はい。九段中等教育学校経営企画室長。

九段中等教育学校経営企画室長

はい。九段中等、大塚です。よろしくお願いします。

子ども総務課長

はい。以上のおりの出席状況でございます。

堀米教育長

はい。本日の議事日程をご覧ください。日程第1、議案事項のうち、議案第11号、幼稚園教員・九段中等教育学校の教員の採用等について並びに日程第2、報告事項のうち、千代田区指定文化財の指定（諮問候補）及び千代田区文化財保護審議会委員の委嘱につきましては、人事に関する案件並びに意思形成過程に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思いますので、それぞれ決を採ります。

議案第11号、幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

堀米教育長

はい。全員賛成です。

続きまして、千代田区指定文化財の指定（諮問候補）について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

堀米教育長

全員賛成です。

続きまして、千代田区文化財保護審議会委員の委嘱について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

堀米教育長

はい。全員賛成です。

これらの案件につきましては、会議の最後に取り扱わせていただきます。

## ◎日程第1 議案

### 文化振興課

#### （1）議案第7号「令和4年度千代田区指定文化財の指定」

### 子ども総務課

#### （1）議案第8号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規

則」

- (2) 議案第9号「千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第10号「学校健全育成サポートチーム等設置規則及び千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」

堀米教育長

それでは、日程第1、議案事項に入ります。

議案第7号、令和4年度千代田区指定文化財の指定につきまして、文化財担当課長、説明をお願いします。

文化財担当課長

本日は、前回の教育委員会定例会でご協議いただきました、今年度の区指定文化財について、議決をお願いするものでございます。

お配りした資料に基づき、千代田区文化財保護審議会から答申が行われた意見について、改めてご説明をさせていただきます。

種別は無形文化財（工芸技術）になります。名称は江戸手描提灯文字入れ。所在地、保持団体は千代田区佐久間町二丁目13番地、合資会社吉野屋商店です。

概要です。吉野屋商店は安政元年に神田で提灯の卸問屋を創業されています。現在、提灯の卸問屋は区内では吉野屋商店一軒のみとなりましたが、卸業は本来描き職人を抱える小売店に仕事を振る役割を担いますが、吉野屋商店は実際に職人を抱え、卸業でありながら店舗で文字入れや紋描きを行っております。こうした職人を抱える卸問屋は都内では吉野屋商店のみであります。

江戸手描提灯は「江戸文字」で、提灯を下から見上げたときに美しくはっきりと見える字形を用い、何度も塗り直しながら文字や紋の形を整えていくのが特徴です。そのため、「手書」ではなく、手偏の「手描」の文字を当てていると考えています。また、提灯製作は分業体制が色濃く残り、白張りした提灯を仕入れてから文字入れや紋描きを行うという伝統を引き継いでいます。現在、吉野屋商店の職人の中でもさらに分業体制を取ってしまして、描き職人の中でも主に家紋描きを得意とする人と、文字描きを得意とする人がいるという形になっています。

指定及び認定についてです。今回の指定に関しては、千代田区指定文化財指定基準の第2、千代田区指定無形文化財。2、工芸技術。（3）の区の文化史上特に重要なものに該当します。また、今回は無形文化財になりますので、千代田区無形文化財認定基準のうち、第2、工芸技術関係。2、保持団体、工芸技術の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合に、これらの者が主たる構成員となっている団体に該当します。

最後に、指定及び認定理由です。読ませさせていただきます。

江戸手描提灯文字入れは、江戸で仕入れた白張り提灯に江戸文字や家紋を

手作業で描き入れる伝統的な技術であり、江戸時代以来、江戸・東京で受け継がれてきた。吉野屋商店は、こうした江戸手描提灯を卸す問屋として、社内で描き職人を抱える団体としては都内唯一であり、こうした伝統的な技術を現在まで伝えている。また、分業体制の確立している江戸手描提灯は、文字入れを行う職人一人一人が作業工程を分担し、効率的に数多くの提灯を生み出している。特に、区内で長い歴史と伝統を引き継ぐ神田祭や靖国神社みたままつりに際しては、毎年膨大な数の江戸手描提灯を製作し、祭礼開催を支えていると言っても過言ではない。なお、吉野屋商店は職人の育成に力を入れており、団体として今後も伝統的な技術を継承していけるものと判断される。以上から、江戸手描提灯は千代田区指定無形文化財としての価値があり、吉野屋商店を保持団体として認定するに値するということでございます。

なお、本日、本件を区指定文化財としてご議決いただいた場合は、4月1日付で告示をするほか、広報千代田、文化財のホームページ、それから文化財ニュースなどで周知する予定となっています。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

前回もご協議いただきましたが、ここで何かご質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

(なし)

堀米教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議案ですので、採決を採りたいと思います。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

全員賛成により、可決されました。

それでは、文化財担当課長は秘密会開催までの間、退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。

(文化財担当課長退席)

堀米教育長

続きまして、議案第8号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

前回の教育委員会で、この規則の一部を改正する内容について概要をご説明させていただきました。本日、それをご議決いただくため、議案として提出するものでございます。

資料は、こちら、今お示ししている資料でして、古いものが右側、新しいものが左側に記載をしております。

まず、上から順番です。第2条関係でございます。子ども部の子ども総務課に新たに子ども法制担当係長を設置します。

続いて、子ども支援課に現状の運営支援係を保育管理係と保育運営支援係

に再編し、保育指導担当係長はそのままとなりますが、子育て推進課の公私連携担当係長と子ども支援課の保育指導担当係長が公私ともに保育指導を担うというところで統合してございます。

続いて、子育て推進課に子育て推進担当係長を新たに設置をいたします。

続いて、3条関係でございます。こちら、3条関係で、今まで事務局に別表第1のとおり担当部長を置きという表現となっておりましたが、教育委員会事務局に子ども部がございますので、部に別表第1のとおりと表記を変更させていただいております。

続いて、4条関係の4でございます。その担当部長及び参事の担当事務は、教育長が定めるとし、加えて第5条関係の3でございます。担当課長、副参事及び主任指導主事の担当事務は、第8条に定める各課の分掌事務のうちから教育長の承認を得て部長が定めると改めて規定をしております。現行この規定がやっていたというわけではないのですが、改めて整理をさせていただいた中で規定をするというところでございます。

係等の分掌事務についてでございます。こちらの9条関係も第2条に掲げる各係の分掌事務及び担当係長の担当事務は、部長（担当部長の担当の事務に係るものにあつては、担当部長）が定めるとしてございます。

続いて、まず別表第3の第8条関係でございます。子ども総務課の分掌事務についてですが、(8)のところですが。現行今まで共育大綱の制定の事務に関することを大綱という形で、今後こういった名称を使うかによっても、この規定を変えずに済むようにというところで包含した、総括的な表記となっております。

続いて、今まで共育ビジョン及び共育推進計画、「きょういく」と読ませますけれども、こちらに関することについては、ほかの部局も総合的な計画ものについて、(9)左側にありますような、総合的な施策の企画及び調整並びに調査に関することという規定となっておりますので、そちらに合わせた表記としてございます。

続いて、(10)のところですが。教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関することを、きちんとした表記で中点のところを及びという表記に変更してございます。

続いて、(13)でございます。今まで個別具体を記載していたのですが、子どもの安全・安心対策に関することは、子ども総務課のほうで全体の把握をするというところで、全部包含して記載をさせていただいております。

続いて、(14)は変わらず、これは条ずれですので、(15)も変わりません。

(18)の青少年対策地区委員会に関することにつきましては、青少年問題協議会の下部組織であつたりすることと、その他の青少年の健全育成に関することに包含できるというところで再編してございます。

その次です。子育て推進課関係でございます。こちら(1)のところ括弧書きの中、具体的なことを書いていたのですが、ここはその括弧書きのところ

を書かずに取り組むことが可能でございますので、あえて規定の中から削除させていただいております。

続いて、こちらの（６）の子どもの遊び場事業に関することについては、こちらの左側の子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係ることに包含されているので、こちらに読み込むというところで削除をさせていただきます。

そのほかは条ずれ等になってございますので、ご確認いただければと思います。

こちらについての説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

説明は以上です。ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

金丸委員

では、すみません。

堀米教育長

金丸委員。

金丸委員

第３条に部に部長と書いてありますけれども、これは第１条に部は子ども部を（以下、部と言う）という短縮の記載があるのでしょうか。それとも事務局には子ども部しかないから部で分かるのだという感じでこれが部になっているのでしょうか。

堀米教育長

子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長

すみません。もう一回お願いいたします。

金丸委員

第３条は、１項も２項も３項も部に部長をとか、部に別表のとおり担当部長とか、部に参事、副参事及び主任指導主事と書いてあるではないですか。普通、子ども部のことを言うのであれば、前のところでどこか、子ども部（以下、部と言う）という注意書きが出てくるのが一般的ですけれども、第１条にそれが出ているということでしょうか、それとも、そもそも教育委員会の事務局には部は子ども部しかないから部と書いたということでしょうか。

子ども総務課長

すみません。少々お待ちいただけますでしょうか。

堀米教育長

事務局に次の部、課及び係及び担当係長をもってとそこに書いてありますよね。

子ども部長

そうです。だから部が一個しかないので、多分（以下、部と言う）というのを省略して読み込ませようとしているのだと思うのです、２条で。

堀米教育長

２条の最初のところに次の部ということで、部が１つということで理解していますけれども。

子ども総務課長

すみません。子ども総務課長です。

教育委員会事務局の中には子ども部１つしか部がないので、部という表現しか使ってございません。

堀米教育長

はい。よろしいでしょうか。

金丸委員

はい。

堀米教育長

ほかにごございますでしょうか。

金丸委員　　もう1点だけ。

今のところ第3条に関連するのですけれども、すみません。私がこういう規定を十分に読んでいなかったこともあるのですが、第3条の例えば1項も2項も3項も、例えば部に部長を課に課長を係に係長を置き、教育委員会がこれを命ずると書いてありますけれども、この権限というのは、教育長の専権事項の中に含まれると理解すればよろしいのでしょうか。よくよく考えてみたら、この委員会でそれを議決するなり何なりしているということはなかったと思うものですから。

堀米教育長　　子ども総務課長。

子ども総務課長　　子ども総務課長です。

こちらについては、31日にまた議案として提出する人事案件のことでございますので、教育委員会が命ずるという形になってございます。

金丸委員　　ですから、教育委員会が命ずるのであれば、本来であればここで決議して命じなければいけないけれども、実態はそうになっていないではないですか。その実態がそうになっていなくても、誰かが命じないと担当になれないので、それは教育長の専権事項の中に入っていると理解すればよろしいのでしょうか。

子ども総務課長　　議決を頂いておりますので、31日に教育委員会でご議決いただいて命じているということで、教育長の専決事項にはなってございません。

金丸委員　　ではないのですか。

子ども総務課長　　はい。

堀米教育長　　今の件については、31日の教育委員会の議決でということですね。

子ども総務課長　　はい。

堀米教育長　　ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

堀米教育長　　はい。

それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長　　はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第9号、千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長　　子ども総務課長です。

議案第9号、千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則でございます。

こちらも前回の教育委員会で情報提供をさせていただいております。

学校の施設の時間貸しについては、本来、部長専決事項ですけれども、その都度部長の決裁を頂くということが妥当かというところがこの検討を始めたきっかけでございます。そもそも、今回、学校の時間貸しでも、特に短時



間の1時間貸しとか2時間貸しは、きちんと規則や要綱等で許可とか減免の規定も明確に定まっている状況で、そちらの裁量の余地が極めて少ないものについては部長までの決裁を取らずに担当課長までの決裁としたいという内容でございます。そのほか、例えば1日貸し出すものであるとか、定例的でないものについては部長までの決裁を取るという形で、あくまでも定例的な時間貸しについて課長の専決事項とするという内容となっております。

前回、そちらについて、定例的でないもの、どういったものかというお話がありましたので、そちらはそういった丸々1日ですとか複数日にわたっての貸出しについてというものがそういったものに該当するということでございます。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、こちらも議案ですので、採決を採りたいと思います。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

よろしいですか。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第10号、学校健全育成サポートチーム等設置規則及び千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。議案第10号についても前回の教育委員会で情報提供させていただいております。規則改正は2つでございます。

改正の理由でございます。個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から、地方公共団体における個人情報の保護について、法による全国的な共通ルールが適用されることとなります。このため、現行今まで千代田区には千代田区個人情報保護条例がございましたが、そちらが廃止され、新たに千代田区個人情報保護に関する法律施行条例の施行がございます。こちらの法改正であるとか条例の制定、廃止を受けて、教育委員会が所管する規則のうち、改正を必要とするものが先ほどの学校の健全育成サポートチーム等設置規則及び千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の2種類になります。

施行の期日は令和5年4月1日を予定してございます。

そのほか、教育委員会の各課で定めている要綱とか要領、マニュアルについても、同様に令和5年4月1日までに各課において見直しを図るところで今見直しているところでございます。

今回ご議決いただく内容としては、そちらの引用文のところを個人情報保護条例であるものを個人情報の保護に関する法律に改正するとか、こちらも同様に保護条例を引用していたものを個人情報の保護に関する法律という形

堀米教育長	<p>で引用条文の変更が主な改正点でございます。 説明は以上です。 はい。ありがとうございます。 これにつきましてご質問がありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
堀米教育長	<p>はい。ではこちらは議案ですので、採決を採りたいと思います。 賛成の教育委員会は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
教育担当部長	<p>はい。ありがとうございます。 全員賛成により可決されました。</p>

◎日程第2 報告

学務課

(1) 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインの改訂について

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等(2月分)

堀米教育長	<p>それでは、日程第2、報告事項に入ります。 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインの改訂につきまして、学務課長、説明をお願いいたします。</p>
学務課長	<p>学務課長でございます。それでは、千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン、令和5年度4月改訂版について、学務課資料に基づきご報告いたします。</p> <p>学校におけるマスク着用の考え方の見直しにつきましては、令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定において、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方について、学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とする等とされているところでございます。こちらを踏まえまして、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂が行われました。これは4月1日からの施行となります。そして、3月17日付で文科省より、新学期移行の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について通知が来たところでございます。この管理衛生マニュアルの改訂と見直し等についての文科省の通知を踏まえまして、区の新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインを改訂するものでございます。</p> <p>冒頭、令和4年度版となっておりますが、令和5年度4月改訂版でございます。それから一番最後のページに改訂履歴が載っておりますが、こちらは一番下段、令和5年度4月改訂版、発行日は令和5年4月1日と訂正させていただきます。誠に申し訳ございません。</p>

戻っていただきまして、この基本的な考え方、児童・生徒及び教職員については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とするというのが大前提になりますが、それを踏まえまして、2の基本的な感染症対策について、(1)、(2)、(3)、それから次ページになります。

(7)、下段、3、教育活動等における感染対策についての給食の実施に当たっての(3)、ページを送っていただきまして、4ページの学校の濃厚接触者に特定されない場合の対応についての(10)、以上の点が改訂となるところでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

まず、基本的なところで、学校における対応、1は改訂はございません。

2の基本的な感染対策について、現行、令和4年8月改訂版の(1)から(4)の児童・生徒のマスクの着脱についての規定について、(1)から(3)に改訂しております。読み上げますと、(1)は児童・生徒にマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場合においては着用を推奨する。

(2)基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

(3)咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童・生徒に指導するとしております。

表を下げていただきまして、現行の(5)、(6)、(7)は変更がございません。改訂後の(4)、(5)、(6)でございます。

そして、新の改訂後(7)を新たに設けております。児童・生徒が対面形式となるグループワーク等については、気候上可能な限り2方向の窓を同時に開けて常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること。また、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等の補完的な措置を講じるとともに、少人数グループで実施し、近距離で向かい合っただけの発言や大声での会話を控えること。この条文を新たに設けております。

ページを改めていただきます。2ページをご覧ください。

(8)は現行に同じでございます。

現行の(9)に記載しております児童・生徒が利用する場所の消毒や清掃については、特に4月以降は必要がないので削除とさせていただいております。ただし、当面の間、今、委託で学校においては毎月消毒等を行っております。それにつきましては、5月8日以降、2類から5類に移行されても、当面はやはり万全を期して消毒は続けると。感染症の推移を見守って本当に安全・安心が確保されれば2学期以降は委託は必要がないと判断したいと考

えております。

そして、(9)、(10)と、新しい(9)は同一の内容でございます。

次の3、教育活動等における感染対策について、新旧で(1)、(2)は現行と同じでございます。

(3)の給食の実施に当たってでございます。(3)の最後です。現行では飛沫を飛ばさないよう、給食の際、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」などの対応を行うとしておりますが、改訂では、飛沫を飛ばさないよう適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える。机を向かい合わせにしない。向かい合わせにする場合には対面の児童・生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じるということで、少し改訂版のほうが読み込みますと詳しく表記しております。逆にこれは会話を控えるのではなくて、大声を出さないで十分に措置、留意をして給食の際は子どもたちに会話をさせる。そういった趣旨でございます。

それから、次の4の感染者等が発生した場合の対応についてでございます。(1)から(9)は現行に同じでございますが、(10)の学校は、児童・生徒が濃厚接触者に指定された場合の対応でございます。現行では、会話の際にマスクを着用していない、感染対策を行わずに喫食等を共にした者は出席停止の措置を取るとしてありますが、改訂版では、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取るとしてあります。こちらもなかなかこの違いが分かりづらいので具体的に表記した形になってございます。

以降は現行に同じとなっております。なお、今回4月改訂版といたしますが、繰り返しになりますが、2類から5類へ5月8日に移行するということが既に決まっておるところでございますが、今後の感染状況等においては、また感染が拡大した場合には、マスク着用等については厳しい対応を迫られる場合もあるということは政府からも公表されているところでございます。千代田区の教育委員会といたしましても、5月のゴールデンウィーク前には5月8日以降を見越してまた新たな通知等が出されるのではないかと考えているところでございます。ですから、4月改訂版はゴールデンウィーク明けまでのものとなるという認識をしているところでございます。いずれにいたしましても、適切に機を逸しないように、そういった文科省、東京都の通知等、それから感染状況に注視、留意しつつ、今後もコロナの対策を講じてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

訂正の確認をしましょう。1ページ目の令和4年度4月を令和5年度4月。

学務課長

はい。すみません。

堀米教育長

一番最後のページですが、7ページ。

学務課長

改訂履歴の一番下段でございます。令和5年度3月改訂版を4月改訂版に

訂正。

堀米教育長  
学務課長  
堀米教育長  
学務課長

3月を4月ですね。  
はい、すみません。  
発行日。  
発行日も令和5年3月28日から令和5年4月1日に訂正させていただきます。

堀米教育長  
学務課長  
堀米教育長

はい。  
すみません。おわびして訂正させていただきます。  
はい。では、この通知につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員  
堀米教育長  
金丸委員

では、すみません、1点だけ。  
金丸委員。  
書いてあることについて異議があるわけではないのですが、実は最近、病気だとか何とかでマスクを取らないというのではなくて、ルッキズムの関係でマスクを取らないのが増えている。これは実は、何というのか、教育上問題があるのではないかという議論がささやかれていますよね。要するに、ありのままの姿で会話すること、それから友達と会って交流することが、実は多様性の基本ベースにもかかわらず、鼻から下を隠してしまうということであること自身が果たしてどうかという議論があって、私も少しそこから辺がこういう形で、ここにはそういうことをしていいとは書いていないのですけれども、結果としてそれを許してしまうことになりかねないというのに若干の疑義を感じています。

堀米教育長  
学務課長

はい。ご意見としてお伺いいたします。  
ご意見として非常にそういったのが今話題になっていることは認識しています。今、金丸委員がおっしゃったことも含めまして、子どもたち、例えば卒業式でも、ほとんどマスクをした状態で友達と学校生活を送っていましたので、取ることに對する、これは性別を問わず抵抗がある子どもたちもたくさんいたと聞いております。恥ずかしい。逆に、最後に外して友達と向き合い、いい思い出になった。いろいろな感想や捉え方があったと思います。今、金丸委員の指摘も、そういった中では、今後十分に学校現場、学校生活を送る児童・生徒たちに対して留意しなければいけない点だとは認識しております。その点も含めて、特に気をつけなければいけないのは、このガイドラインにも書いてあったように、偏見や差別につながるようなことのないように、先生方には非常に注視しながらご指導いただきたいと考えております。ありがとうございます。

金丸委員  
堀米教育長

よろしくお願ひします。  
ほかにございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。続きまして、では、いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況（2

月分)につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 指導課長です。それでは、私からは令和5年2月いじめ、不登校、白鳥教室の状況について報告をさせていただきます。

まず、いじめの報告についてです。2月の時点で新規が1件、解消が3件となりまして、これまでの未解消が14件、転出を含む解消が21件となりまして、今年度の累計は35件となっております。いじめ解消の確認に当たっては、何度か説明をさせていただいておりますけれども、いじめ防止等のための基本的な方針にのっとりまして、少なくとも3か月を目安としたいじめがやんでいる状態が継続していること。必ず本人及び保護者に状況を確認することを各学校に依頼をしているところでございます。

続いて、不登校についてです。4月からの不登校が主な理由である欠席、出席停止日数の合計が30日を超えたのは、小学校が40名、中学校、中等教育学校が67名、計107名となっております。解消、転学等で今月の数に含まれていないものも併せますと今年度の累計が116名となっております。各学校に対しましては、引き続き児童・生徒及び家庭に小まめに連絡を取ることに よりまして、本人や家庭の思いを尊重しながらサポートするように依頼をしているところでございます。

最後に、白鳥教室の利用状況についてです。2月の利用者数については22名、登録者数は前月と変わらず33名となりました。今後も各学校と共有した児童・生徒の情報を連携しながら指導に当たるようにしてまいります。

年度末を迎えております。いじめ、不登校、白鳥教室のどのカテゴリーの児童・生徒もできるだけよりよい新学期を迎えられるように、進級に向けた校内での引継ぎ、新学に向けた学校間での引継ぎを確実にを行うように学校には伝えているところでございます。

本件については以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

金丸委員 では、すみません、1点だけ。

堀米教育長 どうぞ。

金丸委員 白鳥教室の利用者数の数え方ですけれども、1人が例えば3日間来たら3人になるのでしょうか、それとも1人は1人で計算されているのでしょうか。

堀米教育長 指導課長。

指導課長 指導課長です。

1人が3日間来ても1人です。

堀米教育長 延べ人数ではないということですね。

指導課長 はい。

金丸委員 だとすると、本当に今月の不登校者数からしたら、利用者の方が2割、登録者では3割ということは、かなりやはり白鳥教室が上手に活動されている

堀米教育長

なという感じを受けました。  
はい。ありがとうございます。  
ほかにございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(は い)

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(4月5日号)
- (3) 教育広報かけはし掲載予定事項(案)の確認

堀米教育長

それでは、日程第3、その他事項に入ります。  
教育委員会行事予定表、広報千代田(4月5日号)、教育広報かけはし掲載予定事項(案)につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。  
教育委員会行事予定表については、3月28日から5月9日までの記載とさせていただきます。教育委員が出席するものについては、一番右端のところ出席という形で記載をさせていただきます。31日につきましては、教育委員会が終わりましたら若干ご説明をさせていただきたいと思っております。そのほか、入学式については、各委員さん割り振りがあるかと思っておりますので、そちらの学校によろしくをお願いいたします。

なお、4月17日以降、経営方針等説明会が午前中の時間帯でございますので、ご出席いただきたいことと、あと、5月9日の教育委員会の定例会につきましては、連休を挟みますので、一回休会とさせていただきます。

続きまして、広報千代田(4月5日号)です。子ども部からは子ども総務課と子育て推進課と児童・家庭支援センターから3件上げてございます。子ども総務課からは、教育委員会でもご報告させていただきました「子どもの権利」のリーフレットの作成について。子育て推進課からは、次世代育成手当(区独自制度)の申請について。あとは児童・家庭支援センターから、親と子の絆プログラム、ノーバディズ・パーフェクトのご案内でございます。

続きまして、教育広報かけはし、令和5年度の掲載内容の案でございます。こちら令和3年度から5年度までの教育広報の掲載内容の一覧となっております。各6月、12月、3月に発行するものごとにカテゴライズされておりまして、おのおの一番右方の黒い囲みの中が令和5年度の発行予定の内容でございます。まず、130号、6月12日に発行予定のものは、例年どおり入園式・入学式の特集であるとか、子どもの権利の推進の取組の紹介、教育支援シートの活用等のご紹介、あと新任校長先生のご紹介という内容となっ

てございます。

続きまして、12月11日発行の131号の予定でございます。こちら運動会のものであるとか、ICTコーディネーショントレーニング、あとはまなびの森の保育園の開設予定についてです。

あと、3月の132号ですけれども、こちらはお茶の水小学校の新校舎が出来上がる予定でございますので、そちらの特集ですとか、ちよだ楽といまして、こちらは小学生の「千代田区を知る」という学びのご紹介でございます。そのほか、一応現時点での掲載案は以上ようになってございますので、また変更等ございましたら適宜ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

日程等については、また閉会した後でご質問があればお願いします。

以上、かけはし等、広報について何かご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。それでは、教育委員から情報提供等ということで、お願いしたいと思います。

情報提供のみなのか、またご質問もあるのかということも含めて、では、俣野委員からお願いできますでしょうか。

俣野委員

まず、3月24日付の日本経済新聞で。これですか。

子ども総務課長

資料はこれです。

俣野委員

はい。「保育所 親の就労要件の緩和」ということで、今まで専業主婦さんとかそういった方はなかなか保育園に入れなかったのが、少し広げることが書いてあるのですけれども、それに伴って、当区の場合ですと、数が増える状況というのはこれから考えておられるのかをお聞きしたかったもので。

堀米教育長

では、まず、その点でよろしいでしょうか。

俣野委員

はい。

堀米教育長

では、子ども部長からこれについてはお願いします。

子ども部長

はい。この記事には、こども家庭庁がこれを打ち出してくる理由が2つあると思うのです。保育園に入らない未就児の育児の孤立防止ということを行っています。もう1点が、保育所の、これまでずっと待機児対策といって保育園いっぱい増やしてきたのですけれども、転換期というか、大分空き定員が全国的にもちらほら見られるようになってきているということで、量から質への転換が必要ではないかという、多分この2点からこういったことを打ち出していると思うのです。

育児の孤立と考えるのは、保育園に入っている子どもは保育施設で集団の中で積極的かつ知的な発達や社会性を育むことができるということですが、専業主婦等はそれができないよということと、また、短時間の就労とか



レスパイトという観点で預かりがなかなかできないというところで、それができると心強いというところで孤立感がなくなるということがあると思うのです。ただ、区では、孤立感という観点で言うと、保育所に入らない短時間勤務ですとかレスパイトは児童館で一時預かりをやったり、あと千代田子育てサポート、ファミサポで地域のボランティアさんによる支援ということで、そういったものは対応しているという現状があります。また、児童館の中でも子育て広場というのをやっていますので、ここで集まっていれば未就学児で保育園に入っていないお子さんもみんなで孤立感のないように情報交換などができるということを用意していますが、保育園の空き定員が生じて、ここを活用して一時的な保育ができるということであれば、またそれもメリットかと考えています。

あと、保育所については、千代田区も前回の教育委員会でご報告したとおり、空き定員が大分出てきています。これは区議会からも質問があって、答弁としては、保育所の定員割れによる空きスペースですとか、閉園等があれば、その保育施設を有効活用していくということで答弁しています。例えば、未就学児の一時保育に活用したり児童発達への支援、幼児教育の展開などをしていくということで答弁をしていますが、その一環で、また要件の緩和によって入れる人を拡充していった定員の有効活用をするということも考えられますので、この辺は簡単に要件緩和をしてしまいますと、今度またあふれてしまうということがありますので、来年度以降、子ども・子育て事業計画をつくる年になってまいります。そこで保育のニーズと人口推計を分析して供給量がどのくらいあるのかということも分析して、余るようであれば機能転換等、こういったことの要件緩和でもって、このくらいなら収まるだろうということも推計して計画をつくってまいりますので、その中で検討していきたいと思っています。

堀米教育長  
俣野委員

よろしいでしょうか。

はい。これをやることによって、私は思うのですけれども、やはり今1人で手いっぱいな例えば専業主婦の人でも、手いっぱいな人がこういう形で預かってもらえることができるようになれば、それが2人目という形で子どもの数が増えてくるというか、その辺が少子化対策で見るといいことではないのかという感じを受けましたので。

子ども部長

そうですね。ちょっとしたところで、そういったちょっとした支援がいいと思うので、もちろんニーズ調査等も含めて、それに応える形で、あと保育園の空き状況を見ながら、その辺検討していきたいと思っています。

俣野委員  
堀米教育長

分かりました。ありがとうございます。

はい。

では、2点目をお願いします。

俣野委員

2点目は、3月25日付のやはり日本経済新聞に出ていたのですけれども、ICT等を使うことによって、やはりいろいろな形での弊害が出てきているという記事が出ていたのですけれども、それとともに、大分前にも私申し上げ

げましたけれども、視力の低下とか、そういった部分での子どもに対する悪影響というのですか、ICTが進めば進むほどそういう形でのいろいろな弊害が出てくるのかということに危惧しているのですけれども、その辺のところを問題意識を持っていただいて、何らかの形で事前に手を打てることがあったらいいのではないかと私は思っておるのですけれども、その辺のところはいかがなものでしょうか。将来的なことでもいいのですけれども、でもこれは多分早晚出てくると思いますので、何か早い時点での手を打っていただけるといいなということです。

堀米教育長  
俣野委員  
堀米教育長

ICTの活用と子どもたちの健康に与える影響。

はい。

議会でも質問が出ていたことがあります。これは指導課長でよろしいですか。

指導課長

指導課長です。

こちらニュースを確認しましたところ、スマートフォンの取扱いというところがメインで書かれていると認識いたしました。ただ、いずれにいたしましても、スクリーンタイムの増加というところでは今般話題になっているところかと思えます。まず、児童・生徒一人一台タブレット端末につきましては、学校でも区が示したルールに基づいて、学校でもルールを設定し、各家庭でも使用するときの決まりを示しているのかと考えています。また、タブレットではなく、多くの子が持っていると思われるスマートフォン等々についても、東京都が示しておりますSNS東京ノートですとか、それに基づいて家庭でもルールを設定するという都からの話も来ておりますので、学校、家庭でもルールを設定して子どもたちに声かけをしていると認識しているところでございます。

以上です。

俣野委員

それとともにですね、早い時点でそういう形で健康障害とか、そういったものが出てくることを察知するというのですか、何かそういう仕組みづくりというのはなかなか難しいものではないでしょうか。一番典型的なのは視力の低下ですとか、あるいはここに書いてありますけれども、デジタル認知症というのは、そういったものを察知できるような、子どもたちの将来のために早いうちに手を打っておいたほうがいいのかとこちらは思うのですけれども。

指導課長

指導課長です。ご指摘ありがとうございます。

学校では健康診断ということで、視力も含めて、年1回、確実に視力の検査はしているところです。しかしながら、難しいのは、これらの使い過ぎが原因なことも多いとは思うのですけれども、直接的な原因かどうかというところは非常に判断が難しいと思しますので、先ほど申し上げましたルールの徹底ですとか、声かけというところをしっかりとやりながら、視力の低下も含めた子どもたちの健康被害のリスク回避はしていきたいと考えております。

俣野委員

分かりました。

堀米教育長 配る端末よりは家庭で持たせているスマートフォン。

俣野委員 そういことです。

堀米教育長 の影響という、そっちもかなり、家庭と協力しながら指導していかないとなかなか難しい問題ではないかと思ひます。

俣野委員 それだけに学校で何か身体検査とか、そういう部分で、事前に何かそういうものを手を打っていけないかという感じを私は受けるのです。

堀米教育長 視力検査はしていますけれども。

俣野委員 そんなようなことです。ありがとうございます。

堀米教育長 あと、3点目もありますか。

俣野委員 これは私もよく分からないのですが、ここに書いてある3月27日付の日本経済新聞に「障害ある小中高生 別室で授業、最多18.3万人」ということで、ここに書いてある通級指導というのですか、これは当区ではそういう形でやっておられるという部分はあるのでしょうか。

堀米教育長 これは指導課長でよろしいですか。

指導課長 指導課長です。

本区におきましては、いわゆる特別支援教育ステップという形がこれに当たるのかと思ひまして、本区では小学校では4校を拠点校、4校を巡回校という形、中学校は1校が巡回校、1校が拠点校という形で、子どもたちが学校にいながら教員が巡回をして指導をするという、ここにも少し記事にも記載がございますけれども、そういった形で対応しているところでございます。

俣野委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長 はい。では、金丸委員、お願いします。

金丸委員 私は、3月25日の日本経済新聞に出ていた件です。「渋谷区、教育データ可視化」ということで、配布したタブレット端末への入力情報を集約してグラフや表にして一覧画面で表示する東京都渋谷区の「教育ダッシュボード」というシステムが注目を集めているという記事がございました。これによって出欠状況とか学習記録に加えて、自宅でウェブ探索した言葉などを可視化することで子どもの心の変化を素早く察知して指導に役立てるのだということのようです。同じような内容のことを東京都も、今、開発中だと。文部科学省が一番遅くて、これからやるということのようですけれども、そもそもこんなものは最初から全体で企画すればいいものだろうと思ひながらも、何がポイントかと言うと、千代田区ではこういうことでやっているかどうかをまず知りたかったのが第1点です。第2点は、そう言いながら、実はこれは子どものプライバシーの保護の問題との絡みをよほど慎重に考えなければいけない。それをどう考えるべきかという2つの視点から気になった記事でございました。

堀米教育長 これは情報提供ということではよろしいですか。

金丸委員 はい。

堀米教育長 もし指導課で何か、最近の動きと申しますか、情報があればお願いします。

指導課長

す。

指導課長です。

今お話しいただいたところ、まさに出欠、学習の状況については、本区でもタブレット等を活用して、行っているところです。また、児童・生徒の心の変化にできるだけ寄り添った対応というのは非常に重要であるというのは当然認識しているところです。しかしながら、金丸委員おっしゃっていただいたような、個人情報のところは十分に配慮していかなければいけないと一方で考えております。本区においては、委託業者と連携をしながら、個人情報に十分配慮した上で、どういったことができるかというところをしっかりと他区の状況も確認しながら、今後検討していきたいと考えております。

堀米教育長

はい。よろしいでしょうか。

金丸委員

はい。

堀米教育長

これの千代田区版を今考えていこうということで進めているということでございます。

ほかに、委員さんからよろしいでしょうか、情報提供。

(は い)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、これから人事に関する案件及び意思形成過程に関する案件を取り扱いますので、秘密会となります。

傍聴の方はご退席してください。

それでは、5分間休憩しまして、担当課がまた来ますので、よろしく願いします。

休憩します。

(休 憩)